

の何人もが信ずる如く、百余名の人の失業と、夫によりて直ちに生活の脅威を受ける四百余名の家族のあることを見る時に、夫が重大なる性質を持つものでなくて、何をか重大と云ひ得るだらう。人間の死活に關する問題が重大でないとは、野田醬油の重役等によつてははじめの放言し得る處で、人間社會の他の何人と雖も斯る出鱈目を云ふ勇氣は持ち合はずまい。

次に(2)の「經營參加云々」の事だが、我々の信ずる所に依れば、労働者が其從事する産業に參畫して、所謂「産業の立憲化」を計ることは時代の趨勢であつて、之を政治に徴するならば古代の封建政治、專制政治より今日の立憲政体迄の進化し來つたものと些々たる相違もないのである。現に、群馬縣大間々町の岡興工場の如き、或は日本製鋼株式會社及岡部電氣株式會社の如きは、完全に職工をして其事業の經營に參加せしめて、而も隆々として發展しつゝある状態を見るのである。若し此時代の風潮を無視して永遠に昔ながらの專制的制度を維持せんとするならば、夫は實に産業の發達を阻害する暴漢であり、社會進化を解せざる痴漢である。之を野田醬油に就いて見るならば、事業の經營から遠ざけんとするは、夫は即ち醬油屋者時代に引戻さんとする一時代に逆行せんとする頑迷固陋なる愚策である。既に我々は、大正十二年の争議以來、常に労働條件の總てに就て、事實上(近くは十工場の諸味出の如く)或は一工及四工の桶工問題の如く)參加して居るのであつて、今頃あらたまつて彼此云ふのは寧ろ滑稽事に屬する。

(3)の「保留の復活……」に就いては、先に罷工執行の理由として九三の問題が重要な意義を有する事を闡明した以上、また既に聲明書に依つて知らせられたので、會社の想像云々などは最早論ずる必要がないと思ふ。我々が保留案を復活したのは、此際、一緒に片づけて仕舞いたいの念慮からしたに過ぎないのであつて、全く他意あるわけではない。夫が重役まで通じてゐるかどうかは知らぬが、保留案については會社のビラに表はれて居るが如き意志を我々が持つて居ない事は、少くとも並木工場課長にはハッキリと判つてゐる筈だ。

- (4)の「要求拒絶の理由」については、次の項に於て要点をわけて言明されてゐるから、夫に譲ることとする。
- 二は既に述べた通り、本月三日に頒布した宣傳文——要求拒絶の理由——の要点であるが、こゝに面白い事は、吾々の要求は全部で八ヶ項、即ち、
- 一、從來通り會社の荷を九三に取扱はしむること
  - 二、賃銀の一割増給但し女工は二割とす
  - 三、解雇、老衰、退職手当支給率は、從來の率に、勤続二ヶ月に就き日給一日分を加算すること
  - 四、桶工徒弟は、各工場に於て一名乃至二名を桶工會員の責任を以て養成すること
  - 五、年末賞與の最低額を、日給一ヶ月分と定むること
  - 六、入社より熟練工に達する年限を四ヶ年となすこと

之を容認する意志あるもの、如く、只第二項の賃銀値上と第八項の団体協約の事についてのみ言及してゐる事である。若し會社が左様な御意志であるとすれば、之は誠に、結構な次第である。兎に角、要求拒絶の第一の理由から吟味して行かう。

(1)の賃銀安からすと云ふ會社の「宇一男女工平均二圓十五錢定額日給一圓八十六錢」を見ると、知らぬ人は成程と首肯するかも知れぬが、我々は呆れて物が云へない。一圓八十六錢四厘と云ふのは定額にあらざして平均したものでないか、我々に云はしむるならば、其平均日給がたとへ何圓であらうと夫が個人々の生活と何の關係があるか、桶工の本人格の十七は二圓五十錢の日給を得るとしても、日給七十錢の女工の生活を得うることも出来ないのは何人も知る所だ。會社は幾度となく繰返へして賃収入二圓十五錢と云ふが、思ふても見よ！ 千六百余名中二圓以上の賃銀を得る者は二百十九名の僅かではな

い、此外に醸造工の四百八十五名は二圓の日給を得るのだが、残る八百余名の者は云々までもなく半端日給で仕事だけ一人前の作業分量を課せられてゐるのである。また會社は、時間云々を宣傳されてゐるが、大正十二年の罷工が何の爲に起つたかを、胸に手を當て、靜かに考へて見れば直ぐ判る事だ。従つて夫と賃銀を比較して云々するなどは、自分よがりの勝手な言ひ分、狂人の發言に等しいものである。之は會社に云ふことだが、齊藤知事閣下を煩はして調停の行り直しを頼んでは如何なものだ。

次に(2)の罷出作業の強請の事だが、是などは心ある者をして一人前の仕事をして、生活費の不足を訴へて賃銀値上げを要求したるに對し、夫では二人前も働いて食へ、と云ふ此薄情さを、要するに會社は賃銀を上げれば仕事を増すと云ふのだが、此會社の理論が正しとすれば、此後如何に物價が騰貴し、或は他に負担が増す(例へば健康保険法の實施による負担の如く)とも、現在の作業分量のまゝでは賃銀は上がらぬわけである。乍然、苟くも現在の作業分量は、大正十二年の争議に於て、三ヶ月間の實驗の結果双方の承認により決定したもので殆んど絶對的のものである。されば、之以上の分量を課さんとするは其協定を覆さんとするものであるばかりでなく、更に、人道上からも憂々しき問題である。

(3)の會社の利益に關しては如何に圖々しい重役も、適が嘘を云へないと思ふ。現在の如き不況時代と稱せらるゝ時に於ても尙巨額の利益を得てゐるのだ。さればこゝを我々は賃銀の値上も、其他の要求も提出し得るのだ、會社の二ヶ月もかゝつて埋りあげた賃借對照表によつてさへ、二百六十余万の繰越金や、數十万の純益があるのだから、我々の要求を其儘呑みにしても僅かに十五万に満たぬのを見れば、理の判る重役であるならば、問題は直ちに解決してゐるわけなのである。

(4)の団体協約に關しては、産業人社會人としての適否を、非組合員たる(暗に十七工場や流山の工員を指して)工員と比較

乍然會社が如何に言葉飾つて繕ふとも事實は之を如何ともする事が出来ない。かの昨年の十七工場の諸味の成績は如何？ 昨年末各工場の主任及監督から、十七工場と各工場の差別について追求された時、重役及並木工場課長等は何と答へたか？ 我々は自分の人格的存在について多くを語りたくないが、仮りにも我々が労働組合に加入して以來幾百万の弊價を低下させた事實があるならば、我々は首を取らなくても苦しくない、また、社會人としての資格に於ても、組合加入以前の醬油屋者時代に比して、向上してこそ居れば下らない事の自信を有つものである。流山や十七工場の工員の如く、權利と義務の區別を辨へず、恰奴隷の如く只屈從する事以外心得ざる徒輩と比較される事をば我々は、あまり名譽と心得ない。

最後に、(5)の労働者が横着だと云ふ爲には「額に汗を流して食はん」とする……と云へ、更に言をつづけて「……痴人の夢を語るに一般なり」とまで極言してゐるが、如斯くは、實に我々組合員を侮辱するの甚だしきものである。我々二千の組合員中只の一人でも、働かずして食はんとな企てた者があるか？ 前にも述べた通り七十錢位の半端日給で而も一人前の仕事を課せられる様な誤聞化しをされてこそ居る、茂木佐常務等の如く、官吏に賄賂して不正の利益を得ようとする謀計を立て得る會社の人々と違つて、我々は勞せずして他人の財を取らせんとするが如き勇氣を持合せないのを不幸に思ふ。以上によつて、要点に關する反駁は済んだ。序に、體所に表はれてゐる會社の暴言に對して一矢を報えて置かねばならぬかと思ふが、あげ足取りは會社の方が得意だから、會社に一任して置く。

四、  
前述の如く、會社は思ひ切つて我々に罵詈訛を浴せてゐるが、夫と他の、たとへば解雇通知を發したる者の姓名を門前に貼り出したこと、或は組合員の家族や町の有志に宛てた手紙等の政策を綜合するならば、會社は労働組合を破壊するのと同時に、我々が再び社會に立つ能はざるまでに陥れんとする悪辣極まる奸策であることが判る。乍併、若し會社にして眞に争議解決後までも我々を苦しめんと策するならば、我々も夫に相應しい對策を講ずることを知らぬのではない。我々を全く地に壓しつけて仕舞ふとするのであれば、我々も覺悟せねばならぬ、此点は、窮鼠猫を噛むの古智に學ばずとも判るだらうに、狂愚なる重役にも困つたものだと思ふ。

現在の我々は、可及的早く争議を解決して町内は勿論、廣く社會の迷惑と不安とを一掃すべく、然るべく方針の下に進みつゝあるのであるが、會社が飽くまでも我々を苦しめんとするならば、我々も一管の筆により、一枚の半紙によつて、會社が後にまで惱まねばならぬ政策を施すことを躊躇する者ではない。然し、我々は後は野となれ山となれと云ふが如き自棄氣分は絶対に起したくない、否起してはならぬ事を知つてゐるから、今は一層自重して、次の瞬間の重役の態度に全体の注意を集中してゐるわけでありませう。

日本労働總同盟 野田支部  
關東釀造労働組合